

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

1. 改正の趣旨及び内容

(改正の趣旨)

本市退職手当制度における在職期間について、他の地方公務員等から本市職員となった場合においては、これまでから相互了解のもとに行われる計画的人事交流によるものに限り他の地方公務員等の在職期間を本市在職期間に通算し、職員採用試験により本市職員となった場合においては、他の地方公務員等又は民間事業者からを問わず、通算していないところである。

今般、上記取扱いについてより明確にするため、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する。

(内容)

職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となった場合の在職期間については、本市と職員以外の地方公務員等が在職する団体との相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により職員となった場合に限り、含むものとする。

2. 施行期日

公布の日から施行する。

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

1. 改正の趣旨及び内容

(改正の趣旨)

令和6年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、国家公務員について、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等が実施される。

地方公務員法第24条第4項において、地方公共団体の職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないこととされており、本市においても仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を行うため、守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する。

(内容)

①職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出た職員

②3歳に満たない子を養育する職員

上記①及び②に対して、仕事と育児との両立に資する制度等の案内や意向確認などを講じることについて定める。

2. 施行期日

令和7年10月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

1. 改正の趣旨及び内容

(改正の趣旨)

令和6年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、国家公務員について、育児時間の取得パターンの多様化が実施される。

地方公務員法第24条第4項において、地方公共団体の職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないこととされており、本市においても育児部分休業の取得パターンの多様化を行うため、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する。

(内容)

- ・育児部分休業に「1年に10日相当時間数の範囲内」で取得できるパターンを追加する
- ・時間単位又は1日単位で取得可能
- ・1日当たりの上限時間数なし
- ・現行と同様に取得した期間については無給
- ・育児部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内で取得するパターン）を請求した場合において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止

部分休業制度の拡充

【部分休業制度とは、育児のために勤務しないことを認める制度】

【現行】

2 h	
-----	--

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

【改正後】

2 h	
-----	--

① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

2 h 以上（1日単位で取得することも可）

② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

2. 施行期日

令和7年10月1日から施行する。

【令和7年度税制改正に伴う、守口市市税条例一部改正】

1 改正の趣旨及び内容

令和7年度税制改正に伴い市税条例を改正し対応しておく必要があるため。

① 個人市民税

・特定親族の創設

現行

特定扶養控除：給与収入123万円以下（改正前：給与収入103万円以下）である、19歳以上23歳未満の扶養親族→控除額45万円

新規追加

特定親族特別控除：給与収入123万円超188万円以下である、19歳以上23歳未満の親族等（控除額は給与収入150万円から通減）→控除額**最高**45万円

② たばこ税

・加熱式たばこの課税方式の見直し

現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとする。

課税標準		
現行		現行の換算本数×1.0
改正後	R8.4.1以降	現行の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5
	R8.10.1以降	改正後の換算本数×1.0

③ その他の整備

公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴いインターネットで公示できるよう規定します。

守口市工場立地法に基づく準則を定める条例案について

1 趣旨

工場立地法では、一定規模（敷地面積：9,000 m²又は建築面積：3,000 m²以上）の製造業等の工場を設置する事業者に対し、敷地面積に対して一定基準を超える緑地及び環境施設を確保するよう義務付けている。条例制定により、市独自に基準を設ける。

2 内容

（法に基づく基準）

用途地域	環境施設面積率	うち、緑地面積率	重複緑地の算入率
準工業地域にある特定工場	25%以上	20%以上	敷地面積×緑地面積率×25%以内
工業地域にある特定工場	25%以上	20%以上	



（条例による市基準）

用途地域	環境施設面積率	うち、緑地面積率	重複緑地の算入率
準工業地域にある特定工場	<u>15%</u> 以上	<u>10%</u> 以上	敷地面積×緑地面積率× <u>50%</u> 以内
工業地域にある特定工場	<u>10%</u> 以上	<u>5%</u> 以上	

3 施行期日

公布の日から施行します。

守口市下水道条例の一部を改正する条例案について

1 改正趣旨

令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足し、排水設備等の復旧が遅れることとなった。

これを踏まえて、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、標準下水道条例が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に排水設備工事を施工させる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者であっても、排水設備工事を施工することができることとする。

改 正 前	改 正 後
(排水設備工事の施工) 第6条 排水設備工事は、市長が指定する工事店（以下「指定工事店」という。）によつて施工しなければならない。	(排水設備工事の施工) 第6条 排水設備工事は、市長が指定する工事店（以下「指定工事店」という。）によつて施工しなければならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に排水設備工事を施工させる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>

3 施行期日

公布の日から施行する。

守口市立中学校給食調理業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例案について

1. 制定趣旨

本市では、令和7年3月に「守口市立中学校等給食実施方針」を策定し、令和8年度からの中学校等給食における全員喫食制の導入に向け、鋭意取り組んでいるところである。

今般、本方針に基づき、令和8年度2学期からの給食提供開始を目指し、中学校におけるデリバリー方式による給食調理業務委託事業者を、新たに選定する必要がある。

以上のことから、その実施に際し、民間事業者のノウハウ等を活用し、より良い事業展開を図ることとして、公募型プロポーザルによって事業者を選定するため、専門知識を有する学識経験者等から構成される守口市立中学校給食調理業務委託事業者プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するもの。

2. 所掌事務

委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- （1） 守口市立中学校給食調理業務委託事業者（以下「事業者」という。）の選定の基準の策定に関する事項
- （2） 事業者の選定に係る審査に関する事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要と認める事項

3. 委員（委員会は、委員6人以内で組織する。）

- （1） 学識経験者
- （2） 市の職員
- （3） 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4. 施行期日

公布の日から施行する。

5. 失効期日

令和8年3月31日限り、その効力を失う。

守口市水道条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨及び内容

(改正の趣旨)

令和 7 年 4 月 22 日付、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長からの通知「災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について」において、災害その他非常の場合にあっては、地元の給水装置工事事業者の確保が困難な状況になり、宅内配管の早期復旧に支障が生じると判断されるときは、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とする技術的助言が通知された。

本市においても、災害その他非常の場合には、給水装置工事事業者の確保が困難になることが想定されることから、守口市水道条例を改正する。

また、給水装置工事に係る手数料について、現在、申込みの際、それぞれ納付していたものを一括納付できるなど、申込者の利便性の向上を図り、併せて既納している手数料については原則、還付しないことを現状に合わせて明確化するもの。

(内容)

- (1) 災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が水道法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、当該者による給水装置工事の実施を可能とする。(第 11 条関係)
- (2) 手数料の納付時期を次のとおり改める。(第 36 条関係)
 - ア 設計手数料、設計審査手数料、しゅん工検査手数料及び道路申請手数料
⇒給水装置工事申込みの時からしゅん工検査の時まで
 - イ 指定又は更新及び証書交付手数料並びに図面の謄抄本の交付又は諸証明手数料
⇒申請の時
- (3) 管理者が必要と認めるときを除き、既納の手数料は、還付しないことを定める。(第 36 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行する。

守口市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに
水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨及び内容

守口市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例において、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を定めているが、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の改正により条ずれが生じる。

⇒条ずれに伴う規定整備を行う。

2 施行期日

公布の日から施行する。

工事名	弥治右衛門碑前公園及び 藤田西公園再整備 工事
契約の相手方	株式会社 久本組
契約金額	326,700,000円 (落札率 88.97%)
工期	議決の日の翌日 ～令和8年3月 31日



工事内容	基盤整備：施設撤去、植栽撤去、敷地造成工、擁壁工 施設整備：植栽、給水設備、雨水排水設備、汚水排水設備、電気設備 園路広場、遊戯施設、サービス施設、管理施設、建築施設組立設置工		
------	--	--	--

入札方法	条件付き一般競争入札 (5月26日 開札)	入札結果	入札参加者数 最低制限価格未滿 38者 18者
------	-----------------------------	------	---

令和7年度守口市一般会計補正予算(第4号)

1 歳入歳出予算の補正 (単位：千円)

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源	
収納済通知書データ化等処理業務標準化対応事業	総務費	総務管理費	一般管理費	委託料	20,900					20,900	
生活保護システム改修事業	民生費	生活保護費	生活保護総務費	委託料	2,746	1,372				1,374	・生活困窮者自立支援補助金
新型コロナワクチン定期接種事業	衛生費	保健衛生費	予防費	委託料	30,704					30,704	
	衛生費	保健衛生費	予防費	負担金、補助及び交付金	832					832	
	衛生費	保健衛生費	公害健康被害補償費	扶助費	84				62	22	・分担金及び負担金(歳入) 公害健康被害福祉事業費負担金
水道会計繰出事業	衛生費	清掃費	上水道費	投資及び出資金	55,879			55,800		79	水道管路耐震化事業 ・上水道事業出資債
金下貸店舗跡地広場整備事業	産業費	商工費	商工振興費	委託料	2,500					2,500	
	産業費	商工費	商工振興費	工事請負費	30,000					30,000	
守口市立小学校等給食費無償化事業(小学校及び義務教育学校前期課程)	教育費	教育総務費	事務局費	負担金、補助及び交付金	22,350					22,350	
全員喫食制中学校給食導入事業	教育費	教育総務費	事務局費	報酬	114					114	
	教育費	中学校費	学校管理費	委託料	18,513			13,800		4,713	・義務教育施設整備事業費債
合 計					184,622	1,372	0	69,600	62	113,588	

補正に必要な一般財源については、財政調整基金113,588千円で財源措置します。

(参考) 補正後の歳入歳出予算の総額

補正前の額	80,405,819 千円
補正額	184,622 千円
補正後の額	80,590,441 千円

2 地方債の補正(変更) (単位：千円)

起債の目的	限度額			
上水道事業出資債	6,000	→	61,800	(+55,800)
義務教育施設整備事業費債	5,149,800	→	5,163,600	(+13,800)

令和7年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第1号）について

1. 補正理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき決定した「守口市自治体情報システムの標準化・共通化における基本方針」において、介護保険業務を含め、標準化対象の20業務は、令和8年1月に標準化準拠システムへ移行予定。しかし、介護保険システムについては、現行システムベンダから令和8年1月の移行は困難であることが示されたため、国に対して特定移行支援システムとして申請を行った上で、令和13年3月までの間における移行を目指し、調整を行っているところ。

一方、滞納管理システム（国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険）は、令和8年1月に標準化準拠システムへ移行予定であり、移行後の滞納管理システムとの連携には、現行の介護保険システムの改修が必要となることから、介護保険システムに係る過渡期連携対応業務委託（滞納管理システム対応分）を実施するため、令和7年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第1号）を提出するもの。

2. 予算内容

歳入

（款）国庫支出金 （項）国庫補助金 （目）デジタル基盤改革支援補助金
（節）デジタル基盤改革支援補助金
（説明）地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業

補正額：36,010 千円

歳出

事業名：介護保険システムに係る過渡期連携対応業務委託
（滞納管理システム対応分）

（款）総務費 （項）総務管理費 （目）一般管理費
（節）委託料 （細節）委託料 （細々節）その他業務委託料

補正額：36,010 千円

（参考）

補正前歳入歳出総額：18,054,000 千円

今回補正額：36,010 千円

補正後歳入歳出総額：18,090,010 千円

令和7年国勢調査指導員の選出依頼について

■依頼概要（予定）

依頼時期 6月中旬ごろ

必要人数 137人 ※部ごとに人数を割り振り選出依頼予定

対象職員 主任級以上の職員（再任用職員で過去に主任級以上であった職員も対象。）

任命期間 7月18日～12月1日

事務日程 8月下旬 指導員事務説明会への出席
10月下旬～11月下旬 調査書類の検査・提出

報酬 約60,000円（一律）

※調査員については公募等と並行し6月中旬に職員に対して募集を行い、7月上旬時点で必要人数に達していなかった場合は、部ごとに選出をお願いする予定。

令和 7 年 6 月 2 日
教育部

さくら小学校校舎増築工事について

令和 7 年 5 月 1 日付けで、本件に係る条件つき一般競争入札を公告しました。
今後、契約に向けて手続きを進めてまいります。

○公告内容の概要

工 事 名 さくら小学校校舎増築工事
工事場所 守口市東光町二丁目 1 番 4 号
工 期 契約締結の日から令和 8 年 6 月 30 日まで
工事概要 さくら小学校校舎増築工事に伴う
建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、昇降機設備工事一式
工事面積 延べ 1560.25 m²
建築内容

	増築棟 1	増築棟 2	渡り廊下他
延べ面積	903.66 m ²	491.36 m ²	165.23 m ²
構造	鉄骨造 2 階建て	鉄骨造 2 階建て	鉄骨造

○今後の予定

- ・ 令和 7 年 5 月 30 日 開札
- ・ 令和 7 年 6 月 2 日 落札決定
- ・ 令和 7 年 6 月 4 日 落札事業者と仮契約を締結



教育委員会の意見提出

- ・ 次回市議会定例会に議案提出